5　施行期日等

(一)　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二)　施行期日

この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

**◇道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二七九号）（国土交通省）

道路法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第六号）の施行期日は、平成三〇年九月三〇日とすることとした。

**◇道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二八〇号）（国土交通省）

一　道路法施行令の一部改正関係

1　国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限の追加等

(一)　国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限として、占用物件の維持管理に係る措置命令の権限及び重要物流道路等の維持又は災害復旧に関する工事に係る権限を追加するとともに、その場合の技術的読替えを定めることとした。（第一条の七及び第五条の二関係）

(二)　国土交通大臣が重要物流道路等の維持又は災害復旧に関する工事に係る道路管理者の権限を代行する場合における当該道路の路線名等の告示、道路管理者への意見の聴取及び都道府県等が国庫に納付する負担金の額の通知等について定めることとした。（第二条、第六条、第二一条及び第二三条関係）

2　指定区間内の国道に係る沿道区域の指定の基準

指定区間内の国道に係る沿道区域の指定は、地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊その他の道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこととした。（第三五条の三関係）

二　道路整備特別措置法施行令の一部改正関係

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等が行う道路の管理についての道路法の規定の適用について、技術的読替えを定めることとした。（第一五条及び第一六条関係）

三　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正関係

1　特定連絡道路工事施行者の要件として、特定連絡道路の工事に関し適切な工事実施計画を有する者であること等を定めることとした。（第五条関係）

2　特定連絡道路に関する工事に係る資金の貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二〇年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること等とすることとした。（第六条関係）

四　高速自動車国道法施行令の一部改正関係

道路法第二五条第一項の規定により道路法等の規定を適用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第一二条及び第一三条関係）

五　道路構造令の一部改正関係

セミトレーラ連結車に係る設計車両の高さ及び建築限界の高さについて、重要物流道路である普通道路における基準を定めることとした。（第四条及び第一二条関係）

六　施行期日

この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三〇年九月三〇日）から施行することとした。

**◇原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第二八一号）（原子力規制委員会）

一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

廃棄事業に係る防護措置が必要な場合について、防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合について所要の整理を行うこととした。

二　関係政令の一部改正関係（第二条～第四条関係）

その他関係政令について、所要の整備を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、改正法の一部の施行の日（平成三〇年一〇月一日）から施行することとした。

**◇土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二八二号）（環境省）

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二九年法律第三三号）の施行期日は、平成三一年四月一日とすることとした。

**◇土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令**（政令第二八三号）（環境省）

1　土壌汚染対策法（平成一四年法律第五三号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質として、一・二―ジクロロエチレンを指定することとした。（第一条関係）

2　法第二七条の五の規定による国等が行う汚染土壌の処理に関する技術的読替えを定めることとした。（第七条関係）

3　この政令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二九年法律第三三号）附則第一条に掲げる規定の施行の日（平成三一年四月一日）から施行することとした。

**◇生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二八四号）（厚生労働省）

一　生活困窮者自立支援法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　生活困窮者自立支援法第一五条第三項の規定により、毎年度国が福祉事務所未設置町村に対して補助する同項の額は、福祉事務所未設置町村が行う同法第一条第一項に規定する事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とすることとした。

2　生活困窮者自立支援法第一五条第四項に規定する政令で定める場合は、市等又は都道府県が同法第三条第二項第三号に規定する計画を作成するに当たって、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業との緊密な連携を図る体制が確保されている場合その他生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が一体的に行われている場合とすることとした。

二　生活保護法施行令の一部改正関係（第二条関係）

生活保護法第七三条又は第七五条（第一項第三号及び第四号を除く。）に規定する都道府県又は国の負担及び補助について、市町村又は都道府県が同法第七〇条（第四号及び第六号から第八号までを除く。）、第七一条（第四号及び第六号から第八号までを除く。）又は第七四条第一項の規定により支弁し、又は補助した費用の額から控除する額として、同法第七七条の二第一項の規定により徴収した額を追加することとした。

三　施行期日等

1　経過措置

この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

2　施行期日

この政令は、平成三〇年一〇月一日から施行することとした。

**◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約**（条約第七号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とオーストリア共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税に、オーストリア共和国については所得税及び法人税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）